

盛岡広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年2月27日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 路線名 普代小屋瀬線
- 2 供用開始の区間 岩手郡葛巻町江刈第37地割字畑61番5地先内
- 3 供用開始の期日 令和8年2月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
 - (2) 期間 令和8年2月27日から同年3月27日まで